

令和8年度 基山中学校生活規定

第1章：服装・身だしなみ

1. 基本原則：清潔感を保ち、学習や運動、安全に支障のない服装とする。
2. 制服：学校指定のブレザー、指定のポロシャツ、スラックス、スカートから、気候や個人の事情に合わせて自由に組み合わせて着用できる。靴下は落ち着いた色とする。
※ ポロシャツが白基調のものであることから、アンダーシャツは単色で落ち着いた色のものとする。
3. 頭髪
 - (ア) 清潔に保ち、目にかかる場合は安全のため整える。
 - (イ) 特異な髪形にはしない。
 - (ウ) 染色・脱色等の加工は原則として行わない。ただし、地毛の色や質感については個人のアイデンティティとして尊重する。
4. 異装許可：特別な事情がある場合は、異装許可申請書を提出する。

第2章：持ち物

1. 学習用具：授業に必要なものを準備する。カバンは指定のスクールバッグとし、部活動等を考慮し、指定のサブバッグ等の使用を認める。
2. 不要物：学習に直接関係のないものの持ち込みはしない。

第3章：校内・校外生活

1. 登下校：交通ルールを遵守し、歩行者や車両の妨げにならないよう通行する。
2. 校内生活：規定を遵守するとともに、互いに人格を尊重し、差別のない言葉遣いを心がける。
3. 校外生活：規定を基準とし、各家庭の責任において地域のきまり（門限等）を守る。

第4章：規定の見直し（PDCA）

1. 本規定は固定されたものではなく、社会情勢や生徒の意識変化に合わせ、生徒会・保護者・教職員による協議を経て、年度ごとに見直しを行う。